

公示送達書	
一宮市告示第 345 号 令和 8 年 7 月 15 日	
一宮市長 中 野 正 康	
地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。	
送達する書類名	差押調書（謄本） 1 通
送達を受けるべき者	近藤 優斗
	以 下 余 白
地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	